

山梨県公報

第千九百四十号

平成二十一年

四月十六日

木 曜 日

目 次

告 示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める額の一部改正……………二二三

平成二十一年度地籍調査事業計画の決定……………二二四

道路の区域変更……………二二四

道路の供用開始(二件)……………二二四

建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定……………二二五

手数料の収納事務の委託……………二二五

公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)……………二二五

指定施設要件変更保安林の所在不分明通知(二件)……………二二六

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二二七

教育委員会

落札者等の決定について……………二二七

公安委員会

落札者等の決定について……………二二七

告 示

山梨県告示第百四十号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年四月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県議会の議員その他非常勤の職員が定める額の一部を改正する告示

第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示

示

本則の表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、二三七円	一三、三七九円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇一九円	一三、三七九円
二十五歳以上三十歳未満	五、八五一円	一三、五九九円
三十歳以上三十五歳未満	六、五〇四円	一六、五四九円
三十五歳以上四十歳未満	六、九二〇円	一九、七〇三円
四十歳以上四十五歳未満	七、二二七円	一三、一四一円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇九二円	二四、五八一円
五十歳以上五十五歳未満	六、六〇〇円	二四、八三六円
五十五歳以上六十歳未満	五、九六七円	一三、四一一円
六十歳以上六十五歳未満	四、六五〇円	二〇、七五六円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇六〇円	一五、二三〇円
七十歳以上	四、〇六〇円	一三、三七九円

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員が定める額の一部を改正する告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に係る年金たる規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に係る年金たる

補償に係る補償基礎額及び施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

山梨県告示第四百十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により平成二十一年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。
平成二十一年四月十六日

一 調査を行う者の名称

甲府市、山梨市、大月市、南アルプス市、甲斐市、甲州市、笛吹市、上野原市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、道志村及び富士河口湖町

二 調査地域

甲府市朝日一丁目、朝日二丁目、朝日三丁目、武田一丁目、武田二丁目、元紺屋町、北口一丁目、北口二丁目、北口三丁目、愛宕町、東光寺町、東光寺一丁目、東光寺二丁目及び東光寺三丁目の各一部、武田三丁目、武田四丁目、城東五丁目及び宮前町の全域、山梨市牧丘町西保中及び三富川浦の各一部、大月市花咲の一部、南アルプス市芦安芦倉及び芦安安通の各一部、甲斐市上芦沢及び安寺、神戸、上福沢の各一部、甲州市塩山牛奥の一部、笛吹市芦川町中芦川の一部、上野原市秋山の一部、西八代郡市川三郷町大字大塚の一部、南巨摩郡早川町早川の一部、南巨摩郡身延町三沢、西塩沢、東塩沢、殿前、小田船原、手打沢及び寺沢の各一部、南巨摩郡南部町福士の一部、南都留郡道志村竹之本、馬場、大栗及び小善地の各一部並びに南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺の一部

三 調査期間

平成二十一年四月十六日から平成二十二年三月三十一日まで

山梨県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十一年五月七日まで一般の縦覧に供する。
平成二十一年四月十六日

一 道路の種類 県道

山梨県知事 横 内 正 明

二 路線名 高下鯉沢線
三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡増穂町小室字小田沢一三二五番地 先から 南巨摩郡増穂町小室字廣表二四三八番の 地先まで	五・〇 九・五	八・五 三六・〇		二九四・〇 二九四・〇

山梨県告示第四百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年五月七日まで一般の縦覧に供する。
平成二十一年四月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
大菩薩初鹿野線	甲州市大和町木賊字棚沢七〇五番の一地先から 甲州市大和町木賊字棚沢七〇五番の一地先まで	甲州市大和町木賊字棚沢六六五番の三地先から 甲州市大和町木賊字棚沢六六三番の一地先まで	一〇八・五 九五・〇	平成二十一年四月十六日

山梨県告示第四百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年五月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月十六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	塩山停車場 大菩薩嶺線	甲州市塩山上萩原字裂石二二六九 六番の一地先から 甲州市塩山上萩原字裂石二二六九 六番の一地先まで	三〇・〇	平成二十一年 四月十六 日

山梨県告示第四百十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、同法第七十七条の十八第一項の確認検査を行う指定確認検査機関の名称等を次のように告示し、指定確認検査機関の指定（平成十五年山梨県告示第二百六十五号）は、廃止する。

平成二十一年四月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定確認検査機関の名称
社団法人山梨県建設技術センター
- 二 住所
甲府市酒折一丁目二千七百七十五番二号
- 三 指定の区分
建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第十五条各号に掲げる区分
- 四 業務区域
山梨県全域
- 五 確認検査の業務を行う事務所の所在地
甲府市酒折一丁目二千七百七十五番二号

山梨県告示第四百十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、

山梨県公報 第千九百四十号 平成二十一年四月十六日

次のとおり手数料の収納事務を委託した。

平成二十一年四月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 委託の相手方
南アルプス市下高砂八百四十七番地 財団法人山梨県交通安全協会
- 二 委託に係る手数料
パーキング・チケット発給手数料
- 三 委託の期間
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年四月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年四月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
1 名称 特定非営利活動法人 日本釣り環境保全連盟
2 代表者の氏名 山下茂
3 主たる事務所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津六千七百十三番地の三十九
4 定款に記載された目的
この法人は、まず第一に全国の釣り場の環境を保全するため、環境保全の知識を持ったリーダーを育成し、それらが中心となって各地域の釣り場ごとに活動できる全国ネットワークを作り、きれいで気持ちの良い釣り場の創造に寄与することを目的とする。次に、水害等の際に船舶を用いて人や物を運搬し復旧に向けた活動を支援することを目的としたネットワークを作り、真に安心できる社会作りに貢献することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十一年四月八日から同年六月七日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年四月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年四月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 おおつきエコビレッジ
 - 2 代表者の氏名 山田政文
 - 3 主たる事務所の所在地 大月市富浜町鳥沢六千九百九十三番地
 - 4 定款に記載された目的

この法人は大月市富浜町鳥沢地区の遊休農地、未整備の山林・原野、桂川隣接地を含む一〇ヘクタールの土地をコアに広く大月に存する豊かな各種の資源を活用し、富士北麓東部地域住民に対して、大月市民を中心とした地域活性化を都市生活者、産官学等と協働し、先人の文化、技術を継承しつつ、環境と調和の取れた地域の活性化、人づくり、ものづくりを実現させる活動・事業を行い、子々孫々に残し得る持続可能な環境社会の形成に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十一年四月八日から同年六月七日まで

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を甲府市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十一年四月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲府市御岳町字湯平三二八五の七二、三二八五の七五	藤原 智、沖田 一男、藤原 睦男
甲府市御岳町字湯平三二八五の三三、三二八五の	見藤 千代治

七二、三二八五の七五から三二八五の八四まで

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示
平成二十一年二月二日農林水産省告示第六十四号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を富士吉田市役所に提示したので、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十一年四月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
富士吉田市小見見字桂久保六二〇七の三	金毘羅神社
富士吉田市小見見字桑平五八五一の二	武藤 義雄

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県警察本部交通部交通規制課 山梨県甲府市中央一丁目十番一号
- 三 落札者を決定した日
平成二十一年三月二十四日
- 四 落札者の氏名及び住所
社団法人山梨県警友会連合会 山梨県甲府市宝一丁目二十一番二十号
- 五 落札金額
一件当たり 千二百十八円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成二十一年二月十二日